

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合において、申請書に併せて提出又は添付する書類について定めた規定中、引用する地方税法施行令の規定を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。